

## デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて

「21世紀におけるインターネット政策の在り方」

(情報通信審議会 平成13年諮問第3号 第4次中間答申)

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」

(情報通信審議会 平成16年諮問第8号 第4次中間答申)

### に対する意見

所属団体名: (社)電子情報技術産業協会

住所: 〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-11

三井住友海上駿河台別館ビル

#### コメント 1

ページ	(3) 当面の改善方策について(P. 46 - P. 49)
意見	当面の改善方策については基本的に賛成。具体的な技術仕様について早期に策定され、実運用が市場混乱なく開始されることを期待する。今後の取り組みに関しては、この改善方策はコピーワンス緩和のための新たなルールであり、かつ特定の機器がコピーワンス緩和の対象であるため、地上デジタル放送への円滑な移行の観点からも周知・啓発活動が重要。また、すでにデジタルテレビ購入済みのユーザーがデジタル放送を視聴すること自体はこれまで通り可能であることも周知徹底が必要。当協会としても周知に努めるが、国、放送事業者はじめ関連団体においても周知活動することが必要と考える。
理由	新ルールであり、かつすべての機器が対象ではないため、市場混乱を回避し、地上デジタル放送への円滑な移行を図るため。

コメント 2

ページ	P. 48 上記の考え方については、少なくとも地上放送その他、無料放送について適用していくことが適当と考える。
意見	本答申は地上デジタル放送について為されたものであるが、同時に、BS デジタル放送の無料放送についても、BS 各社の経営判断ではあるが、同時に同じ対応を行うことを要望する。
理由	再放送番組が地上デジタル放送、BS デジタル放送という異なる放送波で行われている現状を考えると、消費者は録画した番組が放送波によってコピー可能回数が異なることには理解・納得しかねると考えられる。 具体的には、同じ番組でありながら、地上デジタル放送経由の録画番組は「9回コピー+1回ムーブ可能」、BS デジタル放送経由の録画番組は「1回ムーブのみ可能」と違いが出ることで、大きな混乱・不満が発生することが予測される。

コメント 3

<p>ページ</p>	<p>P. 49 今後の取り組み</p>
<p>意見</p>	<p>メーカーは、可及的すみやかにコピーワンス緩和の新ルールの対応機器を開発および既発売機器への対応の検討を開始したい。そのためには、放送事業者が経営判断して新ルールに対応することが大前提であり、基本となる技術仕様(放送運用規定)の策定が必要となる。特に、市場の主流である3波共用機においては、視聴者の混乱を起こさないために、コピーワンス緩和の対象となる地上デジタル放送に加え、BS,CS も含め、EPG 等の使い勝手の面も考慮した技術仕様の策定が急務であり、地上、BS、CS 含めた技術仕様を早急に策定願いたい。</p>
<p>理由</p>	<p>技術的検討には技術仕様の策定が最低限必要。さらに、機器メーカーとしては使い勝手の確保や取り扱い説明書等の対応が要求される。従って、商品化のためには、放送事業者の経営判断と技術仕様(放送運用規定)策定が先行する必要がある。</p>